

## 「苫小牧市ぽい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する条例」の一部改正について

### 【改正の概要】

市や事業者、市民等、土地所有者等の責務を明らかにし、相互の協力態勢を整え、第1条に規定する、ぽい捨てのない清潔で美しいまちづくりを推進することを目的とし、改正するものである。

### 改正内容1

#### 「市の責務」について（第3条）

##### ●現状の課題

事業者や市民等に対し、施策の展開や意識の啓発を促すという市からの一方的な内容しかなく、双方向性がない。

##### ☆改正の内容

事業者や市民等が行う環境美化活動に対し、市が積極的に支援していく旨の内容を盛り込む。

### 改正内容2

#### 「土地所有者等の責務」の追加

##### ●現状の課題

土地所有者等に関して明文化したものがない。

##### ☆改正の内容

空き地などへのぽい捨てを未然に防ぐため、土地所有者等に対しても、環境美化を促していく。

**改正内容3**

「国・北海道・その他公共団体」への協力要請について

**●現状の課題**

国や北海道、その他の公共団体が管轄する市内の道路、海岸、その他の土地等の環境美化について、市側との連携をより強化する必要がある。

**☆改正の内容**

国、北海道、その他の公共団体に対し、環境美化活動への協力を要請し、市と連携して環境美化に努める。

**改正内容4**

「美化促進地域」（第7条）、「美化推進員」（第8条）の削除

**●現状の課題**

現在、条文中に「美化促進地域」（第7条）、「美化推進員」（第8条）の記載がある。

**★美化促進地域とは・・・**

清潔で美しいまちづくりを推進し、快適な生活環境の保全と良好な都市環境の形成を図ることを目的とし、ポイ捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する施策を重点的に指定した地域。

**★美化推進員とは・・・**

美化促進地域に置き、空き缶等の散乱状況調査や、意識啓発を行う者。

**☆改正の内容**

この事業に関しては当初の目的を果たし終了したため、関連する箇所を条文から削除する。

**改正内容5**

「空き缶等の回収等」について（第9条）

**●現状の課題**

- ・美化促進地域に限定している。
- ・自動販売機の設置箇所に回収容器の設置を義務付けている。

**☆改正の内容**

昨今の状況から、自動販売機に特化する必要はないため、自動販売機の部分を削除する。

改正内容6

「指導及び立入調査」について（第10条、第11条）

●現状の課題

指導、立入調査の対象者を、自動販売機の販売業者に特化している。

☆改正の内容

販売業者に限らず、事業者、市民等、土地所有者等、すべてに範囲を広げる。

○苫小牧市ぽい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する条例

平成10年7月7日

条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、ぽい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する責務を明らかにするとともに、ぽい捨ての禁止並びに美化促進地域の指定及び当該地域における空き缶等の回収等について定めることにより、清潔で美しい街づくりを推進し、快適な生活環境の保全と良好な都市環境の形成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 飲料等を収納していた缶、瓶その他の容器又はたばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類するものをいう。
- (2) ぽい捨て 空き缶等をみだりに投棄することをいう。

(市の責務)

第3条 市は、ぽい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、ぽい捨てによる空き缶等の散乱の防止について、事業者及び市民等（市民、市内に滞在する者及び市内を通過する者をいう。以下同じ。）に対して意識の啓発を図るものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、ぽい捨てによる空き缶等の散乱の防止について、消費者に対する意識の啓発その他必要な措置を講じるとともに、市の施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、屋外で生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器（空

き缶等を回収するための容器をいう。以下同じ。) 等に適切に収納し、空き缶等の散乱の防止に努めるとともに、ぽい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する市の施策に協力しなければならない。

(ぽい捨ての禁止)

第6条 何人も、空き缶等のぽい捨てをしてはならない。

(美化促進地域)

第7条 市長は、第1条の目的を達成するため必要と認めるときは、美化促進地域を指定し、ぽい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する施策を重点的に実施することができる。

2 前項の指定は、その区域を告示することにより行うものとする。

(美化推進員)

第8条 市長は、美化促進地域に美化推進員を置き、ぽい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する意識の啓発、空き缶等の散乱の状況の調査その他必要な事項を委嘱することができる。

2 美化推進員は、その身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、美化推進員に関し必要な事項は、規則で定める。

(空き缶等の回収等)

第9条 美化促進地域において、自動販売機により飲料を販売する者(以下「販売業者」という。)は、当該自動販売機の設置箇所の状況等に応じて、空き缶等の回収容器の設置その他のぽい捨てを防止するための適当な措置を講じなければならない。

2 販売業者は、空き缶等を回収したときは、当該空き缶等を自らの責任において適正に処理しなければならない。この場合において、販売業者は、回収した空き缶等の資源化に努めなければならない。

(指導)

第10条 市長は、販売業者が前条第1項の規定に違反して同項の措置を講じていはず、又は同条第2項の規定に違反して回収した空き缶等を適正に処理していないと認めるときは、当該販売業者に対し、必要な指導をすることができる。

(報告の徴収及び立入調査)

第11条 市長は、第7条第1項の指定又は前条の指導をするため必要があると認めるときは、販売業者に対し必要な報告を求め、又は市長の指定する職員に、空き缶等が散乱し、若しくは自動販売機が設置されている土地に立ち入り、必要な事項を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日（平成10年10月1日）から施行する。